

公立大学法人滋賀県立大学放射線障害予防規程

平成 1 8 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 9 7 号

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 1 6 7 号。以下「法」という。）に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）における ^{63}Ni を装備したガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ（以下「ECD」という。）の使用管理に関する事項を定め、放射線障害を防止し、併せて公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、本学において ECD の取扱いおよび管理等の業務に従事する者に適用する。

(遵守等の義務)

第 3 条 本学において ECD の取扱い等の業務に従事する者は、この規程および第 5 条第 1 項に定める主任者が放射線障害の防止のために行う指示を遵守しなければならない。

2 理事長は、主任者が法およびこの規程に基づいて行う意見具申を尊重しなければならない。

3 理事長は、第 8 条第 1 項に定める連絡会議がこの規程に基づいて行う意見具申を尊重しなければならない。

第 2 章 組織および職務

(組織)

第 4 条 本学における放射線障害の防止に関する組織は、別図のとおりとする。

(主任者等の選任)

第 5 条 理事長は、放射線障害の発生の防止について総括的な監督を行わせるため、法に規定する放射線取扱主任者免状を有する者の中から放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選任しなければならない。

2 理事長は、主任者が旅行、疾病その他の理由により不在のとき、その職務を代行させるため、前項の放射線取扱主任者免状を有する者の中から主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任しなければならない。

(主任者の職務)

第6条 主任者は、本学における放射線障害の発生の防止にかかる監督に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 放射線障害予防規程の制定および改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 法令に基づく届出、報告の審査
- (4) 立入検査時の立会い
- (5) 異常および事故の原因調査への参画
- (6) 理事長に対する意見の具申
- (7) 使用状況および施設、帳簿、書類等の監査
- (8) 関係者への助言、勧告および指示
- (9) 放射線安全連絡会議の開催の要求
- (10) 選任後1年以内、その後3年以内ごとに、登録定期講習期間が実施する定期講習の受講
- (11) その他放射線障害防止に関する必要事項
(代理者の職務)

第7条 代理者は、主任者が旅行、疾病その他の理由により不在となるときは、その職務を代行しなければならない。

(放射線安全連絡会議)

第8条 放射線障害の防止について必要な事項を企画審議するために、本学に公立大学法人滋賀県立大学放射線安全連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

(放射線管理責任者)

第9条 放射線障害の防止に関する業務を遂行するため、放射線管理責任者を置く。

2 放射線管理責任者は、次の業務を行う。

- (1) ECDの使用、保管、運搬および廃棄についての管理
- (2) ECDの巡視および点検
- (3) 施設等の自主点検
- (4) 放射線施設における放射線の量の測定
- (5) 放射線測定機器の保守および管理
- (6) 取扱担当者等に対する教育訓練計画の立案およびその実施
- (7) その他放射線障害防止に関する必要事項

3 放射線管理責任者は、主任者が、第11条第1項に定める取扱担当者のうちから選任する。

(放射線施設の責任者)

第10条 ECDを使用する放射線施設の責任者は、放射線管理責任者とする。

2 放射線管理責任者は、ECDの使用室において放射線障害防止のために必要な

措置を行うとともに、主任者あるいは第 12 条第 1 項に定める施設管理責任者が放射線障害防止のために行う指示を取扱担当者等が遵守するように、徹底しなければならない。

(取扱担当者)

第 11 条 主任者は、E C D の安全な取扱いを図るため、使用前に取扱担当者を選任する。

2 取扱担当者でなければ、E C D を使用してはならない。

(施設管理責任者)

第 12 条 E C D にかかわる施設および設備の保守管理に関する業務を遂行するため、施設管理責任者を置く。

2 施設管理責任者は、次の業務を行う。

(1) 電源設備、給排水設備、給排気設備等の施設および設備の保守管理

(2) 施設等の自主点検

(3) 関係法令に基づく届出等の事務手続き、その他関係官庁との連絡等事務的事項に関する業務

3 施設管理責任者は、事務局財務課長をもって充てる。

第 3 章 放射線施設の維持・管理

(E C D の巡視および点検)

第 13 条 放射線管理責任者は、定期的に E C D の巡視および点検を行わなければならない。

2 放射線管理責任者は、前項の点検の結果、異常を認めたときは、その旨を主任者および理事長に報告するとともに、修理等の必要な措置を講じなければならない。

(施設等の自主点検)

第 14 条 放射線管理責任者および施設管理責任者は、年 1 回以上定期的に、別表に掲げる区分および項目について、E C D にかかわる施設等の自主点検を行わなければならない。

2 放射線管理責任者および施設管理責任者は、前項の点検の結果を記録し、異常を認めたときは、その旨を主任者および理事長に報告するとともに、修理等の必要な措置を講じなければならない。

3 放射線管理責任者および施設管理責任者は、第 1 項の点検の結果を取りまとめ、主任者を經由して理事長に報告しなければならない。

(修理等の報告)

第 15 条 放射線管理責任者および施設管理責任者は、設備、機器等について修理等の措置を終えたときは、その結果について、主任者を經由して理事長に報告し

なければならない。

第4章 使用等

(使用)

第16条 取扱担当者は、放射線管理責任者の監督のもとでECDを使用しなければならない。

2 取扱担当者は、ECDの使用前に、あらかじめ備え付けられた使用簿に所要の事項を記入しなければならない。

3 取扱担当者は、使用中に機器に故障その他の異常が発生し、または発生のおそれがある場合は、直ちに機器の使用を中止し、その旨を主任者および放射線管理責任者に報告しなければならない。

4 放射線管理責任者は、ECDを線源洗浄等の目的で業者に引き渡すため機器から取り外す必要が生じたときは、主任者の承認を得なければならない。

(注意事項の掲示)

第17条 放射線管理責任者は、ECDの取扱いに関する注意事項を、機器近くの目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(保管)

第18条 放射線管理責任者は、所定のガスクロマトグラフ内にECDを保管しなければならない。

2 ECDは、ガスクロマトグラフから取り外してはならない。

3 取扱担当者は、ECDの使用室を使用していない間は、その出入り扉に施錠しなければならない。

(運搬)

第19条 ECDを修理、洗浄等のために運搬する必要があるときは、主任者立会いのもとに、次の基準に従って行わなければならない。

(1) ECDを容器に封入し、輸送基準に適合した包装とすること。

(2) ECDを本学外において運搬する場合は、前号のほか、関係法令で定める技術上の基準に従って必要な措置を講ずること。

(廃棄)

第20条 ECDを廃棄する必要があるときは、放射線管理責任者は、主任者の承認を得たうえで、廃棄業者等に引き渡さなければならない。

第5章 測定

(測定)

第21条 放射線管理責任者は、次の基準に従い、放射線測定器を用いて放射線の量および放射性同位元素による汚染の状況を測定、記録し、主任者を經由して理

事長に報告しなければならない。

- (1) 測定場所は、機器の表面とする。
- (2) 測定時期は、E C Dの使用開始前1回、使用開始後にあつては6カ月を超えない期間に1回とする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、E C Dを交換したときは、そのつど測定する。

第6章 教育および訓練

(教育および訓練)

第22条 放射線管理責任者は、取扱担当者に対し、この規程の周知等を図るほか、放射線障害を防止するために必要な教育および訓練を施さなければならない。

2 前項の規定による教育および訓練は、次の各号に定めるところによる。

(1) 実施時期は次のとおりとする。

イ E C Dを初めて取扱う前

ロ E C Dの取扱いを開始した後にあつては、1年を超えない期間ごと

(2) 前号イの場合は、次に掲げる項目および時間数を、また、ロの場合は、次に掲げる項目について実施すること。

イ 放射線の人体に与える影響 30分以上

ロ E C Dの安全な取扱い 1時間30分以上

ハ 放射線障害防止に関する法令 30分以上

ニ 放射線障害予防規程 30分以上

ホ その他放射線障害防止に関して必要な事項

3 前項の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる実施項目に関し十分な知識および技能を有していると認められる者に対しては、教育および訓練の一部を省略することができる。

第7章 危険時、災害時の措置

(危険時の措置)

第23条 主任者、放射線管理責任者および施設管理責任者は、E C Dに関し、地震、火災、運搬中の事故等の災害が起こったことにより放射線障害のおそれがある場合、または放射線障害が発生した場合には、直ちに延焼防止、通報、避難警告等応急の措置を講じなければならない。

2 施設管理責任者は、前項の事態が生じた場合は、直ちに警察官に通報するとともに、遅滞なく文部科学大臣または国土交通大臣に届け出なければならない。

(地震等の災害時における措置)

第24条 地震、火災等の災害が起こった場合には、放射線管理責任者および施設管理責任者は、第14条第1項に定める項目およびその他必要な項目について点検

を行い、その結果を、主任者を經由して理事長に報告しなければならない。

第8章 記録・保存

(記録)

第25条 放射線管理責任者、施設管理責任者および取扱担当者は、この規程に定める点検および放射線の量等の測定の結果、E C Dの使用、保管、運搬、廃棄、放射性同位元素等の受入れ、払出しならびに教育および訓練に関する事項を記録しなければならない。

なお、放射性同位元素等の受入れ、払出しにかかる記帳については、その種類および数量を記載しなければならない。

2 放射線管理責任者、施設管理責任者および取扱担当者は、前項の記録帳簿を毎年度毎に閉鎖しなければならない。

3 前項の規定により閉鎖した記録帳簿は、放射線管理責任者または施設管理責任者を経て、主任者の監査を受けなければならない。

(保存)

第26条 前条の記録帳簿の保存期間は5年間とし、事務局財務課で保存する。

第9章 報 告

(放射線管理状況報告)

第27条 施設管理責任者は、放射線障害防止法施行規則第39条第3項に定める放射線管理状況報告書を、毎年4月1日を始期とする1年間について作成し、主任者を經由して理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の報告書を、翌年度の6月30日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

(報告)

第28条 施設管理責任者は、E C Dの盗取等、放射線障害が発生しまたは発生するおそれがあるときは、その旨を直ちに、その状況およびそれに対する処置を10日以内に、それぞれ文部科学大臣に報告しなければならない。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(第12条、第26条関係)

別表 自主点検実施項目

区 分	点 検 項 目	実 施 者
施設の状況	・ 設置位置等 ・ 施設の状況 ・ 施設周囲の状況 ・ 標識の設置 ・ 注意事項の掲示	施設管理責任者 〃 〃 放射線管理責任者 〃
装置の状況	・ 設置位置等 ・ 装置の状況 ・ 装置周囲の状況 ・ 標識の設置	放射線管理責任者 〃 〃 〃
貯 蔵 容 器	・ 設置位置等 ・ 構造および材料 ・ しゃへい物の状況 ・ 放射性同位元素の保管量 ・ 閉鎖状況	放射線管理責任者 〃 〃 〃 〃

別図 公立大学法人滋賀県立大学放射線障害防止組織



